

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12層1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

ベリーズ会社設立パッケージ#BLZIC03 会社設立+銀行口座開設

特に明記しない限り、本見積書で紹介されるベリーズ会社とは、ベリーズ (Belize) の国際商業会社法 (2019 年) (Belize International Business Companies (Amendment) Act, 2019) に基づき設立された非公開株式会社であり、国際商業会社 (International Business Companies: IBC) でもあります。

当事務所はベリーズ会社設立及び銀行口座開設を行う費用が 2, 245 米ドルです。パッケージには、ベリーズの国際商業会社法に要求されるベリーズ現地の会社設立代理サービス及び1年間にわたる登録住所、会社設立の際にベリーズの会社登録所に支払う必要な登録料、会社登記書類一式、香港又はシンガポールの銀行においてベリーズ会社の口座開設を行うサービスが含まれています。要するに、このパッケージはクライアント様がベリーズ会社を運営できるための必要な各費用を含んでいます。

ベリーズ会社を設立するために、会社の会社名称 (商号)、登録資本金額、株主 (メンバー) 及び取締役となる者の身分証明書類 (例えば、パスポート又は会社設立証明書類) 及び住所証明書類 (例えば、公共料金の請求書など) を提供する必要があります。

ベリーズ会社設立の所要時間について、一般的に、最短 8~10 営業日以内に設立できます。即ち、クライアント様が当事務所に請求された書類を提出したり、費用を支払ったりした場合、最短 8 営業日でベリーズ会社を設立できます (約 2~3 営業日の書類の郵送及び印鑑作成の所要時間が含まれない)。また、銀行口座の開設には約 4~6 週間がかかります。従って、全ての手続きを完了するには 6~8 週間となります。

このパッケージには特別な免許・許可の申請サービスが含まれていません。クライアント様のベリーズ会社はベリーズ国内もしくは国外の免許・許可の申請が必要である場合に、当事務所は代行できます。詳細は当事務所にお問い合わせください。

当事務所は、ベリーズ政府による設立登記費用の調整に応じて、本見積書の費用を変更する可能性があります。設立及び各項関連の費用は当事務所の最終見積書に準じます。

1. 設立サービスと費用

当事務所は、ベリーズにおいてモデル定款で登録資本金が 50,000 米ドル(50,000 株に分割、1 株あたり 1 米ドル)である株式会社を設立し、且つ香港又はシンガポールの銀行で会社口座開設を行う費用が 2,245 米ドルです。具体的なサービス内容は以下の通りです。

1.1 会社設立

- (1) 類似商号調査
- (2) 会社設立に必要な書類の作成及び提出
- (3) 初年度の政府のライセンス料の支払
- (4) 初年度の登録住所の提供
- (5) 初年度の登録代理サービスの提供
- (6) 会社登記書類一式(印鑑を含む)

1.2 現任取締役の在職証明書の申請

会社設立後、ベリーズの登録代理に登録代理人証明書(REGISTERED AGENT'S CERTIFICATE)、別称現任取締役の在職証明書(CERTIFICATE OF INCUMBENCY)を申請する必要があります。その証明書には、会社の登録資本金、現任の取締役及び株主の氏名、保有株式数が記載されています。銀行口座開設を申請する際に、その証明書を提示する必要があります。

1.3 会計士に認証される会社設立書類

啓源は銀行の要求に応じる会計士に認証される会社設立書類(ベリーズ会社の会社設立証明書、現任取締役の在職証明書及び会社定款などを含み)を作成します。

1.4 銀行口座開設

当事務所はクライアント様のベリーズ会社のために、香港又はシンガポールの手金融機関で会社の銀行口座を開設することに協力します。銀行の最新の要件により、銀行口座の申請者は、全ての署名権者及び多数の取締役(特定の場合は全ての取締役が必要)が銀行に出頭し、面談することを手配する必要があります。当事務所のサービスは銀行口座開設の協力に限り、口座開設に必要な書類の作成、クライアント様が提供した口座開設に必要な書類の事前審査、銀行との予約、銀行のレター及びセキュリティデバイスの転送などのサービスを含みます。口座開設が失敗する場合、啓源は一切の責任を負わず、口座開設の関連サービス費用も返金しません。

1.5 納税者番号(TIN)の申請

ベリーズ国際商業会社法及び関連する税法の改正案により、経営場所及び事務所を問わず、リストに記載されている全ての会社又は事業体は税務機関に TIN を申請する必要があります。TIN を取得しても、会社がベリーズ税務局に納税しなければならないという意味ではありません。

備考:

- (1) 上述の費用には書類の郵送料が含まれていません。
- (2) クライアント様はベリーズの既存会社(シェルカンパニー)を購入することもできますが、既存会社の購入サービス費用は新規会社の設立サービス費用と同じです。
- (3) クライアント様が設立する新規会社又は購入する既存会社の会社名称に中国語が含まれている場合、200米ドルのサービス費用が別途請求となります。

2. 支払条件

当事務所は現金/小切手/銀行振込・送金/PayPal でのお支払いを受け取ります。PayPal で支払う場合には、5%の手数料を別途請求します。クライアント様が注文を確認する際に、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドと共にクライアント様に送信します。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供してから、特別な事情がない限り、サービス費用は返金しません。

3. 必要な書類

ベリーズ会社を設立する際に、クライアント様は以下の書類及び情報を電子メール、郵送又はファックスにて当事務所に送付する必要があります。

- (1) 全ての株主のパスポートのコピー及び直近3ヶ月の英語の住所証明書類(例えば、公共料金請求書又は銀行取引明細書)。株主が法人である場合、法人たる株主の会社設立証明書類、最新の住所証明書類、最新の取締役名簿、最新の株主名簿、実質的支配者(ultimate beneficial owners)名簿、会社の10%超の株を保有している全ての株主又は実質的支配者の身分証明書類及び住所証明書類をご提供ください。
- (2) 全ての取締役のパスポートのコピー及び直近3ヶ月の英語の住所証明書類(例えば、公共料金請求書又は銀行取引明細書)。取締役が法人である場合、法人たる取締役の会社設立証明書類、最新の住所証明書類をご提供ください。
- (3) 会社の取締役による署名・認証済み、現任の実質的支配者の身分が記載される組織図、会社の10%超の株を保有している全ての株主又は実質的支配者の身分証明書類及び住所証明書類をご提供ください。
- (4) 事業計画書(事業の性質、会社本社の住所、業務場所、及び会社の事業に関連する他の情報を詳細に記載する必要がある)及び3セット以上のビジネス証明書類(Business Proofs)(直近6ヶ月の同じ取引の契約書・合意書、インボイス及び銀行取引明細書を含む)。香港又はシンガポールの銀行口座の開設に更なる適切な理由を提供するために、中国及び香港又はシンガポールに関連するビジネス証明書類を提供することをお勧めします。
- (5) 記入済みの設立フォーム(デューディリジェンス(Due Diligence)フォームを含み)(啓源が当該フォームを提供する)

上述の身分証明書類はクライアント様の所在地における公証役場の公証人、弁護士、公認会計士に認証される必要があります。クライアント様は認証に当事務所の支援が必要な場合、書類の認証を行い啓源のいずれの事務所へお越しく下さい。

4. 設立手続きと所要時間

ベリーズ国際商業会社を設立する時間は約 8～10 営業日です(約 3 営業日の郵送時間を含まない)。また、銀行口座開設には約 4～6 週間がかかり、全ての手続きを完了するには約 6～8 週間がかかります。具体的な手続き及び所要時間は以下の通りです。

順番	手続き	時間(日)
1	クライアント様は当事務所に会社設立の注文を確認し、会社設立に必要な書類及び情報を電子メール・郵送・ファックスで啓源に送付する	お客様による
2	株主及び取締役の身分証明書類を当事務所又はその他の公証人によって認証する	お客様による
3	当事務所は類似商号の調査を行う	1 日目
4	当事務所又はベリーズのパートナーは会社設立に必要な書類を提出する	2 日目
5	ベリーズ会社登録所は会社設立証明書を発行する	8 日目
6	会社設立証明書を香港の事務所に送付する	10 日目
7	当事務所は会社登記書類一式を作成し、クライアント様に送信する。クライアント様はその書類に署名する	11 日目
8	クライアント様は郵送又はファックスで署名済み会社登記書類を当事務所に送る	12 日目
9	当事務所は会社登録書類及び必要な事業証明書を銀行に提出し、事前審査を受ける。事前審査通過後、銀行との面談を予約する 備考*	12 日目
10	当事務所は会社登記書類一式をクライアント様が指定する住所に郵送する	18 日目

備考: 現在、銀行は事前審査を行ってから面談を予約することまで 2 週間以上がかかります。全ての必要な書類を提出し、口座開設の面談を完了した後、銀行は口座開設申請の審査に 1 ヶ月以上がかかります。

5. 登記書類一式(登録完了後に得られる法的書類)

ベリーズ会社の設立後、下記の法的書類をクライアント様に渡します。

- (1) 会社設立証明書(Certificate of Incorporation)
- (2) 会社定款 3 冊
- (3) 会社設立書類、株主名簿、取締役名簿及びその他の法定記録帳
- (4) 発行済株式
- (5) 契約印(Company Chop)及び金属製の会社印(Common Seal)各 1 個
- (6) 現任取締役の在職証明書の原本
- (7) 啓源会計士による署名・認証済の会社登記書類一式

当事務所は上述の書類をクライアント様が指定する住所に郵送することができ、又はクライアント様が自ら啓源のいずれの事務所へ上述の書類を受け取りに行くことができます。

6. 年間維持費用

6.1 年間ライセンス

(1) 費用

会社設立後の翌年から、登録資本金が 5 万米ドル以下であるベリーズ会社は年間維持費用が 750 米ドルです。年間維持費用には、政府のライセンス費用、登録代理サービス費用及び当年度の法的登録住所の費用が含まれています。

(2) 支払期限

ベリーズ会社は毎年の 5 月 31 日前に来年度の年次ライセンス費用を支払う必要があります。当事務所はクライアント様に年間費用の関連事項を納付の締切日の最低 2 ヶ月前に電子メールにて通知します。毎年の 4 月 30 日に通知が届かない場合は、当事務所にお問い合わせください。

6.2 経済的実体の報告(economic substance reporting)

『ベリーズ経済的実体法(Belize Economic Substance Act)』は 2019 年 10 月 11 日に発行しました。当該法律により、法人は事業の関連情報を毎年申告・提出する必要があります。会社は、指定された事業を営んでいる場合、利益の移転を防ぐためにベリーズにある程度の経済的実体を確立する必要があります。情報の収集・アップロード・提出のサービス費用は 350 米ドルです。当該費用には、税務申告書の申告サービス費用が含まれていません。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat : +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

サービス分野

会社設立

合併買収

税務計画

口座開設

人事給与

会計記帳

監査及び保証業務

税務申告

商標の登録

知的財産権

移民ビザ

賃貸サポート